

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
第2次総合整備10カ年計画
(令和2年度～令和11年度)



～今と未来の広域を确实・迅速に守り続ける～

令和6年8月(改定)
筑西広域市町村圏事務組合消防本部

第2次総合整備10カ年計画 目次

第1部 総論

第1章	計画の目的	2
第2章	計画の期間	3
第3章	計画の位置付け	4
第4章	基本方針	5
第5章	施策体系	6

第2部 施策

第1章	消防力の充実強化	8～25
第1節	消防施設等の整備	8～12
1	消防署所の計画的な整備	
2	消防車両・部隊・資機材の機能強化	
第2節	人材育成と職場環境の充実	13～16
1	高い使命感と倫理観を備えた職員の育成	
2	心身ともに健康を維持できる職場環境の構築	
第3節	救急体制の充実強化	17～21
1	救急業務高度化の推進	
2	増加する救急業務への対応	
3	市民と共に目指す救命率の向上	
第4節	救助体制の充実強化	22～23
第5節	ICTを活用した消防業務の推進	24～25
第2章	大規模災害対応能力の強化	26～28
第1節	関係機関相互の連携強化	26
第2節	広域応援・受援体制の充実強化	27～28
第3章	火災予防体制の充実と地域防災力の強化	29～35
第1節	火災予防対策の充実強化	29～31
第2節	防火対象物の火災予防対策	32～34
第3節	危険物施設の安全対策	34～35

第3部 用語集

本文中「*」を付した用語について解説	36～40
--------------------	-------

第 1 部 総論

- 第 1 章 計画の目的
- 第 2 章 計画の期間
- 第 3 章 計画の位置付け
- 第 4 章 基本方針
- 第 5 章 施策体系

第1章 計画の目的

筑西広域市町村圏事務組合消防本部は、将来の筑西広域消防のあるべき姿を示しそれを実現するための10年間における消防力の整備指針として、平成22年3月に「筑西広域市町村圏事務組合消防本部総合整備10カ年計画（以下、「総合整備10カ年計画」という。）」を策定しました。

その後、平成28年4月に「今と未来の広域を確実・迅速に守る」ことをスローガンに掲げ、社会経済情勢の変化及び施策の進捗状況等を反映し、更なる計画の実現に加速をつけるため、平成31年度までの期間を定め「総合整備10カ年計画後期実施計画」を策定し、消防防災体制の充実、強化に努めてまいりました。

こうしたなか、全国各地において発生する大規模地震、異常気象による局地的集中豪雨や竜巻等の自然災害が頻発し、地球規模で自然環境の変化が急速に進みつつあることが指摘されています。更に、市街地大規模火災や、近年増加している大規模物流倉庫における火災等、大規模多様化する各種災害には、*緊急消防援助隊の派遣を求められるなど消防需要は益々増大しております。

また、少子・高齢化の進行により、今後更に救急需要の増加と、高齢者等の*災害時要援護者が増加することが見込まれ、より充実した救急・救助活動の展開及び防火・防災知識の普及啓発に努める必要があります。

このような背景から、総合整備10カ年計画に基づき消防行政を推進し、常に社会環境の変化と競争しつつ、この変化に即応した体制を維持するとともに、適切に計画のローリングを実施し対応することが不可欠であります。

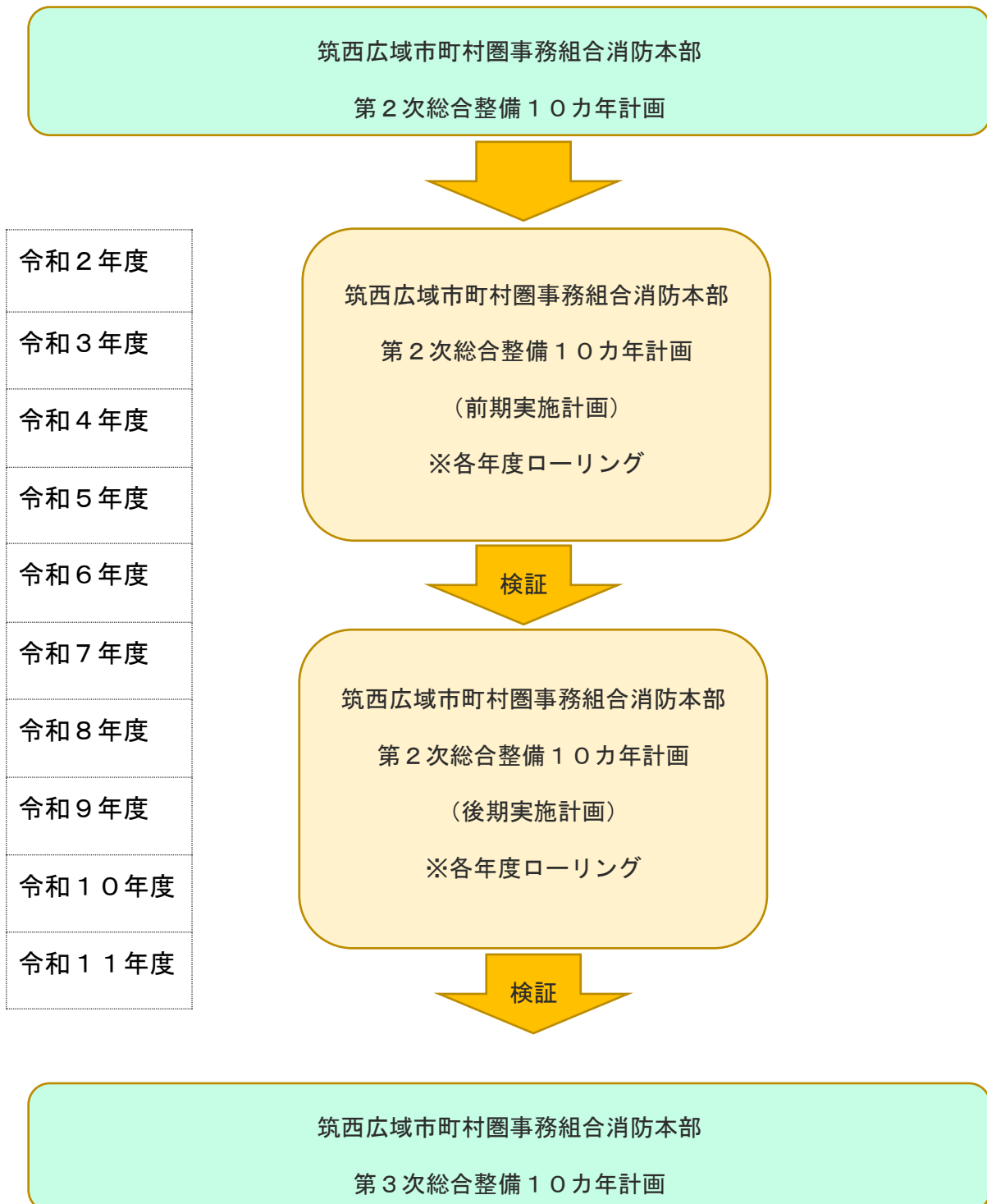
筑西広域市町村圏事務組合消防本部第2次総合整備10カ年計画（以下、「本計画」という。）は、消防力の総合的な整備の方向性を明らかにし、消防行政の基本計画として策定するものです。



第2章 計画の期間

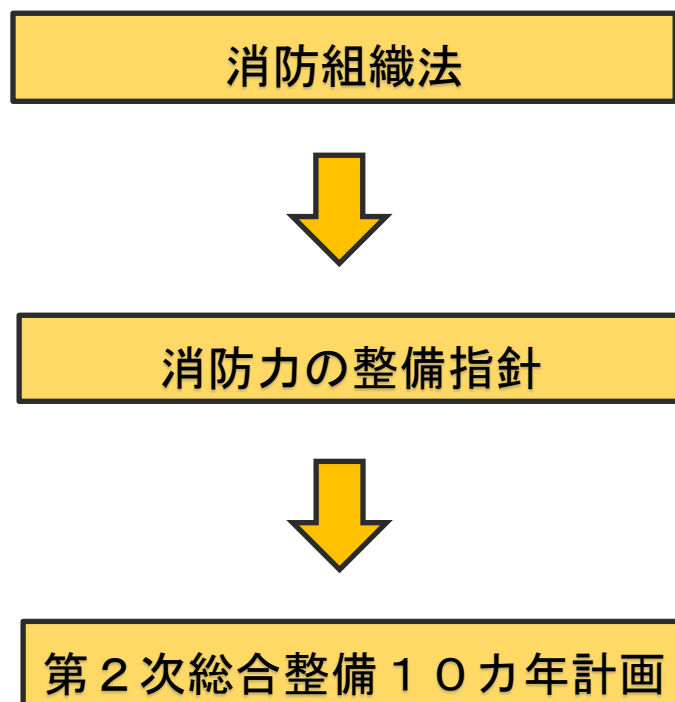
本計画の計画期間は、令和2年度から令和11年度までとします。

なお、国及び茨城県並びに構成市における制度の変更など、今後の社会経済情勢の急激な変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、適切に計画の見直しを行うこととします。



第3章 計画の位置付け

本計画は、「消防組織法」（昭和22年法律第226号）に基づく、「消防力の整備指針」（平成12年1月21日消防庁告示第1号）及び「市町村消防計画の基準」（昭和41年消防庁告示第1号）の大綱で規定する一項目（消防力等の整備）に準じ、基本的な方向性を示す部門計画と位置付けます。



第4章 基本方針

当広域を取り巻く環境は、管轄人口の減少をはじめ、少子高齢化により人口の年齢構成が大きく変化しています。加えて、構成市の財政状況も社会保障関係費や公債費など義務的経費の増加により、財政構造の硬直化が続いており、今後も厳しい状況が続くものと見込まれます。

しかしながら、風水害等の自然災害をはじめ、テロ等による特殊災害、一層大規模化する各種災害に、将来にわたり適切に対応していくためには、消防力の整備指針を十分遵守した上で整備を進めていくことが課題となります。

本計画は、「今と未来の広域を確実・迅速に守り続ける」ことを目的に掲げ、取り組むべき施策として、圏域住民に質の高い消防サービスを提供するために、「消火・救急・救助体制等の消防力の更なる充実に努めること」、次に「消防力を上回る大規模災害が発生した際の対応能力の強化に努めること」、次に「火災予防対策の推進と、住民の防災力の向上を図ること」を基本的な方針として、消防力の総合的な充実強化に努めます。

1 消防力の充実強化

地域の実情、消防需要を的確に把握し、広域消防のスケールメリットを最大限に発揮して、消防施設・車両・資機材の適切な維持管理と、合理的かつ計画的な整備を推進し、災害時に消防力を最大限に発揮するとともに、より高度な消防サービスを提供できる消防活動体制の充実と機能強化を図ります。

2 大規模災害対応能力の強化

東日本大震災をはじめとし、大型台風及び局地的集中豪雨等の自然災害、木造密集地域や工場における大規模火災、更に武力攻撃やテロを含む特殊災害等、市民生活の脅威となる災害に適切に対応するため、関係機関との連携を図り、あらゆる災害の対応能力強化に努めます。

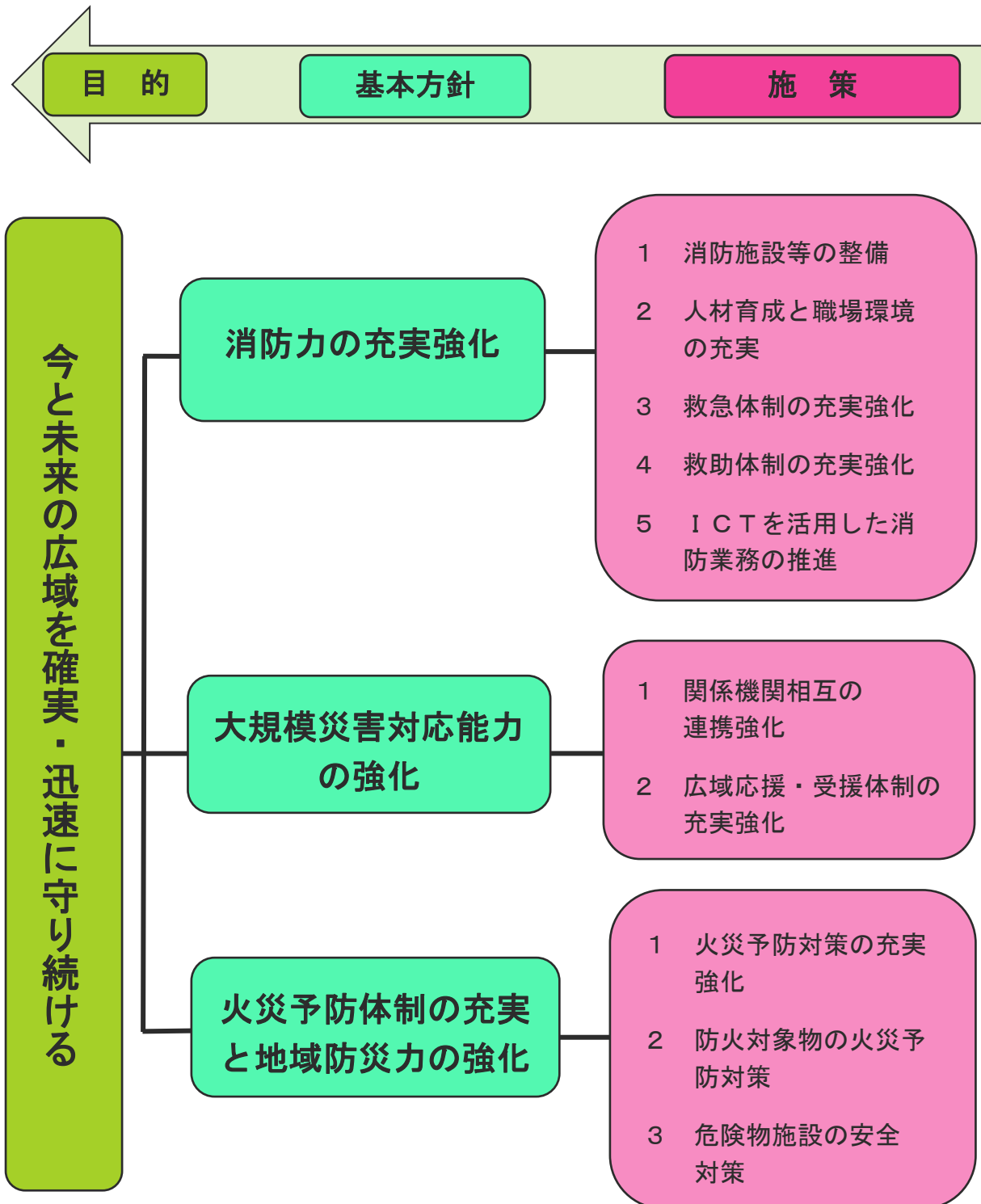
また、災害が大規模で広範囲に及ぶ場合は、圏域の枠を越えた消防力の運用を図る必要があるため、県内消防機関との広域連携や緊急消防援助隊等の全国規模の消防応援に対する活動体制を強化します。

3 火災予防体制の充実と地域防災力の強化

火災の発生や火災による人的・物的被害を低減するために、住民に対する効果的な火災予防の普及啓発を推進し、防火意識の高揚を図るとともに、高齢者福祉施設や飲食店等、多数の人が出入りする建物及び危険物施設等における火災予防対策を推進し、火災予防体制の充実と地域に密着した自発的な「自助」「共助」による地域防災力の強化を図ります。

第5章 施策体系

計画の目的に掲げる、「今と未来の広域を確実・迅速に守り続ける」ために、次の施策体系に沿って、本計画を効果的に推進します。



第2部 施策

- 第1章 消防力の充実強化
- 第2章 大規模災害対応能力の強化
- 第3章 火災予防体制の充実と
地域防災力の強化

第 1 章 消防力の充実強化

第 1 節 消防施設等の整備

1 消防署所の計画的な整備

■ 現状と課題

当消防本部が管理する消防庁舎等の消防施設は、昭和 48 年広域発足時の高度経済成長や人口の増加、教育・福祉その他の行政ニーズの拡大を背景に、当時の各市町村単位に一斉に消防署並びに消防分署及び出張所が整備されました。これらの施設は平成 11 年に竣工した筑西広域消防本部庁舎及び訓練塔、令和 2 年に竣工した筑西消防署川島分署、令和 6 年に竣工した桜川消防署を除き、築 40 年から 50 年以上経過し、老朽化が著しく、これから一斉に更新時期を迎えます。

区分 署別	所在地	構造	建築 面積 m ²	延べ 面積 m ²	敷地 面積 m ²
消防本部 筑西消防署	筑西市直井 1076 番地 平成 11 年 3 月 23 日竣工	庁舎 RC3/0 訓練塔 A RC6/0 訓練塔 B S2/0 訓練塔 C S2/0	2,634.42 77.66 149.74 81.91	5,413.66 341.30 289.81 155.46	14,911.00
筑西消防署 関城分署	筑西市上野 1045 番地 1 昭和 50 年 4 月 7 日竣工	RC1/0	259.98	259.98	3,553.24
筑西消防署 明野分署	筑西市倉持 1123 番地 1 昭和 50 年 4 月 12 日竣工	RC1/0	250.00	250.00	743.00
筑西消防署 協和分署	筑西市門井 1976 番地 1 昭和 50 年 7 月 4 日竣工	RC1/0	260.82	260.82	1,886.52

筑西消防署 川島分署	筑西市布川 1249 番地 6 令和 2 年 7 月 8 日竣工	RC2/0	917.99	1,376.13	2,509.00
結城消防署	結城市みどり町二丁目 3 番地 昭和 60 年 6 月 29 日竣工	ALC2/0	855.41	1,371.57	3,361.45
結城消防署 南出張所	結城市大字大木 1138 番地 昭和 50 年 4 月 1 日竣工	RC1/0	250.80	250.80	1,332.18
桜川消防署	桜川市鎌田 604 番地 1 令和 6 年 6 月 1 日竣工	庁舎 Pcpa 一部 S 造 2/0 訓練塔 RC 一部 S 造 4/0	1,998.18 115.46	3,014.60 303.53	13,582.59
桜川消防署 真壁分署	桜川市真壁町山尾 793 番地 昭和 49 年 7 月 10 日竣工	RC1/0	435.20	426.40	1,224.54

■ 整備の方針

今後さらに複雑多様化する消防需要に対して、費用対効果を鑑み柔軟に対応するため、施設の統合等による現有消防力を最大限に有効活用することでスケールメリットを発揮し、組織の増強を図ります。

■ 施策の概要

(1) 将来に向けた署所の適正配置の推進

平時の災害に適切に対応するため、限りある人員・消防車両等の消防力をより効果的、効率的に活用することを前提とし、将来を見据えた消防署所の統合による、消防力の適正配置に取り組みます。

検討に際しては、*一般財団法人消防防災科学センターが開発した、消防力適正配置システムを活用し、現状の消防力の充足状況や消防需要指標の分布を把握することにより、近隣消防本部との連携や、署所の新設・移転・統廃合、消防車両の増減・再配置を含めた科学的な調査を実施し、客観的データに基づいた取り組みを推進します。

(2) 公共施設総合管理計画の進捗管理

令和元年度に策定された、「*公共施設等総合管理計画」について、消防本部総務課は、広域事務局企画財政課と連携しながら本計画の実行に向け進捗管理を行い、必要に応じて議会や住民への情報提供を行うこととします。

進捗管理にあたっては、*PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用して継続的な取り組みを行うとともに、今後の財政状況や社会情勢の変化に応じて適宜見直しを行うこととし、本計画へ反映していきます。

(3) 桜川消防署の移転新築に伴う大和分署の統合

業務拡大に伴う配置職員増により庁舎狭隘が著しい桜川消防署と、プレハブ構造の仮設庁舎で運用している大和分署を統合し、令和6年6月、新桜川消防署が竣工しました。今後は、筑西広域東部地域の災害応急対策拠点として、あらゆる緊急事態に備えます。



桜川消防署

(4) 屋内貯蔵所・少量危険物貯蔵所の設置

大規模災害時における消防車両への燃料供給手段として、*災害対応型給油所等の整備により、緊急車両へ優先的に燃料を供給することとなっています。しかし、夜間や営業時間外においても確実に燃料の供給を担保するためには、ある程度、消防本部自身で確保する必要があることから、新庁舎建設時においては、屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所を設置し、災害に備えます。

(5) 結城消防署と南出張所を統合した移転新築

筑西広域西部エリアの核となる災害活動の拠点として、消防需要やとりまく環境の変化、現状の問題改善、筑西広域全体を見渡した消防力の適正配置に鑑み、南出張所の消防力を結城消防署に集約し、拡充したサービスを備えた統合庁舎に移転新築します。

(6) 桜川消防署真壁分署の移転新築

真壁分署の消防力を筑西広域全体に有効に作用させるため、筑西広域の消防力適正配置の将来ビジョン及び総合管理計画と整合を図り、現状課題を改善、拡充する機能を備えた庁舎を移転新築で整備します。

2 消防車両・部隊・資機材の機能強化

■ 現状と課題

消防施設と同様、昭和48年の広域発足以来、都市化の進展に適切に対応するため、消防車両・部隊・資機材等の消防力の整備を図り、市民の安全・安心の確保に努めてまいりました。今後も、更なる消防活動体制の強化を継続していくことが必要であります。財政状況等を踏まえ、効率的に運用することが求められています。



署所別	車両別											計
	ポンプ車	タンク車	梯子車	化学車	救助工作車	救急車	水槽車	搬送車	指揮車	広報車	その他	
消防本部		2				1			1	1	7	12
筑西消防署	1	1	1		1	1	1	1		1	2	10
川島分署	1					1				1		3
関城分署		1				1				1		3
明野分署		1				1				1		3
協和分署		1				1				1		3
結城消防署	2	1		1		1		1		1	1	8
南出張所		1				1						2
桜川消防署	1	1				2		1			2	7
真壁分署	1	1				1				1		4
合計	6	10	1	1	1	11	1	3	1	8	12	55

(令和6年8月1日現在)

■ 整備の方針

地域の実情に応じた消防車両等の台数の適正化や更新車両の高度化を推進し、梯子車や化学車等の特殊車両は、構成市の建築物の分布状況や防火対象物・危険物施設等の状況を考慮して適正に配備することとし、オール筑西広域の消防力をもって弾力的な運用を図り、圏域住民の安心安全を確保します。

■ 施策の概要

(1) 指揮活動の体制強化

消防本部指揮隊は、指揮活動をはじめ災害現場での安全管理を確実・迅速に行うことを徹底しており、災害現場における公務災害ゼロを目標に掲げています。今後も引き続き円滑な活動を展開するとともに、将来を見据えた指揮体制を推進し、更なる体制強化に取り組みます。

(2) 出場体制の見直し

効率的に消防力の運用を図るため、人員配置や署所の統合・再配置等と連動し、出場体制を見直します。

(3) 車両更新及び既存車両の配置換え

地域の実情や災害形態を考慮し特殊車両等の適正配置を行うとともに、高次車両への更新を実施します。

(4) 資機材の高度化・効率化・省力化

消防分野における資機材・装備品・防火衣等は、常に高度化・効率化・省力化及び身体機能を最大限に発揮できるよう開発・技術革新が進んでおり、これらの資機材等を積極的に取り入れ、効果的な消防活動に活かします。

(5) ドローン（小型無人航空機）の効果的な活用

平成29年に消防本部指揮隊にドローン（小型無人航空機）が配備され、主に行方不明者捜索、火災原因調査等で活用してまいりました。今後も、認定操縦者の育成と操縦技術のレベルアップにより、災害時における状況調査等、更なる効果的な活用を図ります。



ドローン認定操縦者の育成

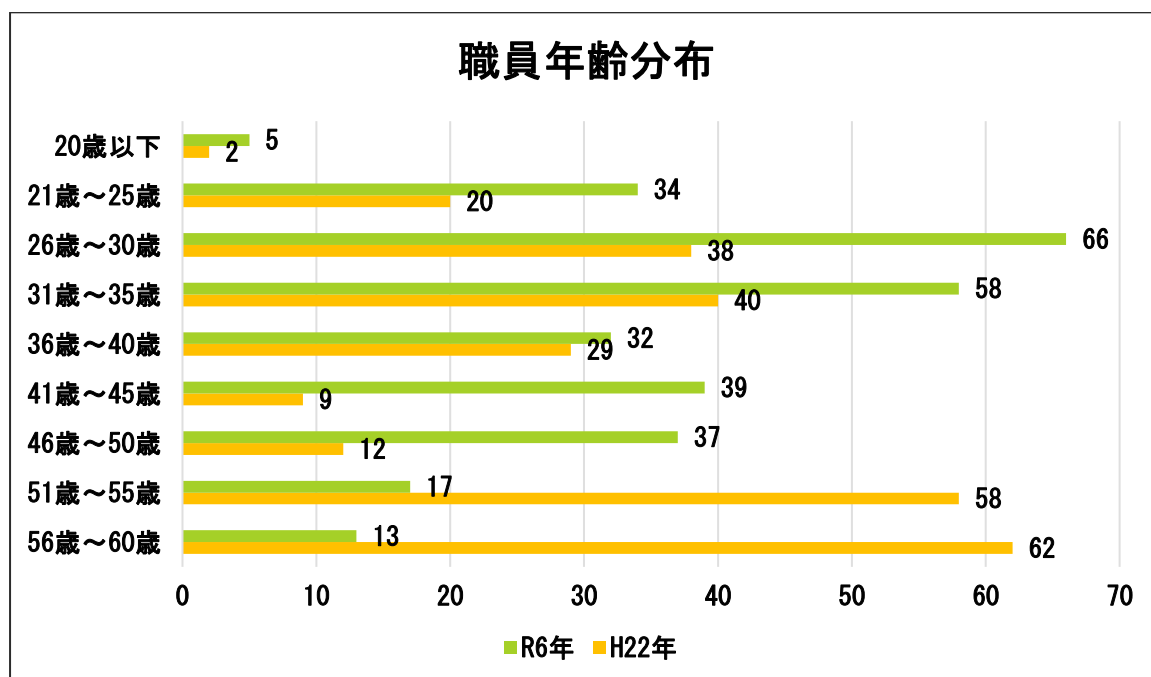
第2節 人材育成と職場環境の充実

1 高い使命感と倫理観を備えた職員の育成

■ 現状と課題

当消防本部の職員数は、条例定数330名を擁し、団塊世代の大量退職期において100名以上の職員が入れ替わり、令和6年度における平均年齢は36.5歳となっています。

消防・防災分野における人材育成の重要性は、今も昔も変わりませんが、期待される成果のレベルはますます高くなり、若年層職員が増加する中、育成のスピードも求められております。加えて、住民の生命・身体・財産を守るという根源的な行政サービスである消防・防災行政については、質及び量の維持・確保はもちろん、更なる強化が必要です。



■ 整備の方針

社会情勢の変化に的確に対応し、専門的な知識及び技術を有する指揮者・指導者の育成、そして、若年層職員の能力開発とともに、筑西消防が長年培ってきた高度な知識及び技術を継続的に伝承し、新戦力として活躍できるよう個人学習の支援、教育訓練体制を充実・強化し、多様化する圏域住民のニーズに応じた消防サービスを提供するため、職員の資質向上による組織全体のレベルアップを図ります。

■ 施策の概要

(1) 消防スペシャリストの養成

消防大学校、茨城県立消防学校の各種研修課程や、講習会及び各種資格取得研修へ積極的に参加する等、業務ごとに職員の技能向上を図り、高度で専門的な知識及び技術を有する職員を養成し、適切に各署所に配置します。



消防大学校救助教育訓練

(2) 教育訓練体制の充実

*OJTにおける教育訓練体制を随時検証し、指揮者・指導者自身が知識技術を高めるとともに、広い視野をもって部下指導にあたり、職員全員が自ら自己研鑽に励む職場環境づくりに努めます。また、職員に期待される役割、遂行すべき仕事内容、目的を明確にし、限られた予算において良質で効率的な行政サービスを提供し続けるために、人事評価制度を活用し、その担い手となる職員の意識改革と能力開発を効果的に推進します。

(3) 危機管理能力の強化と安全管理意識の高揚

通常時から安全行動を徹底し、大規模災害や特異災害などの対応能力を向上させるとともに、警防活動全般にわたる活動要領や、地域の実情に応じた災害特性を見極めながら、組織的な危機管理能力の強化と安全管理意識の高揚を図ります。

(4) 女性消防吏員の採用と活躍推進

国が掲げる女性消防吏員の割合である5%を目標に、積極的にPRを行い多くの女性の採用試験受験者を確保し、優秀な女性消防吏員の育成に取り組み、併せて女性ならではの視点を活かした*キャリアパスイメージが持てる環境を構築します。



機関操作訓練



救急資器材点検

(5) 高齢期職員の活用

知識や経験、保有資格の豊富な高齢期職員の優れた技能等を効果的に活用するとともに、多様な任用形態を取り入れ業務を補完することによる、消防業務全般にわたる効率化に務めます。

(6) 組織の再編

変化する消防事務に対応した組織体制を維持するため、消防本部及び各署所の分掌事務を検証し、組織全体の整合性と効率化を図ります。

2 心身ともに健康を維持できる職場環境の構築

■ 現状と課題

職場環境の改善については、安全衛生委員会を中心に取り組んでいるところがありますが、消防職員を含め公務員のハラスメントや不祥事が全国で発生し、問題視されております。こうした不祥事は住民の信頼を損ない、職員の士気の低下や職場環境の悪化につながり、今後更に産業医と連携する等、ストレスチェック等の対策を強化する必要があります。

■ 整備の方針

やりがいのある職場づくりと公私の自己研鑽、職員の「能力×行動力×熱意」を掛け合わせた「チーム力の向上」こそが、消防の使命を全うするための原点であり、職員が熱意と誇りを持って、その能力を最大限に発揮できるよう、労働条件とともに職場環境の充実・改善に努めます。

■ 施策の概要

(1) *ワークライフバランスの確立

ライフステージやキャリア・ライフスタイルに対する意識の変化により、多様なニーズが発生する時代です。このため、各種休暇制度の活用や、柔軟な勤務体制を構築し、仕事と生活、両方満たすワークライフバランスの充実に図り、圏域住民に質の高い消防サービスを提供します。

(2) メンタルヘルスと惨事ストレス対策

消防職員は、想定が困難な大きなストレスを避けて勤務することはできません。このため、正しい知識を学ぶことが重要であり、各種研修やストレスチェック等の一次予防と早期発見、早期対応の2次予防、職場復帰や再発防止の3次予防体制を確立します。

(3) ハラスメント対策

職務遂行上、一定の厳しい指導・訓練は必要ですが、ハラスメントがあってはならないのは他の職場と同様です。ハラスメントは士気の低下や職場環境の悪化につながることから、研修等により職員の意識向上を図り、ハラスメントのない風通しの良い職場環境を築きます。

(4) 公務災害の撲滅

消防活動はもとより各種訓練等、常に危険の潜在する職業であることを認識し、より高度な安全管理体制の構築と職員の教育により、公務災害ゼロを目指します。



警防技能訓練

第3節 救急体制の充実強化

1 救急業務高度化の推進

■ 現状と課題

当消防本部は全署所に*高規格救急車の配備が完了し、*救急救命士を常時2名以上乗車させる体制が整いました。しかし、更なる病院前救護体制の向上が期待されており、救急救命士や救急隊員に求められる知識や技術も非常に高く当地域での救急体制の強化が求められています。

■ 整備の方針

救急救命士の養成や*指導救命士による教育、救急資器材等を充実させて高度な救急活動が実施できる体制を構築します。また、地域*メディカルコントロールや他機関との連携体制の強化・円滑化により、救急業務の質の向上を図ります。

■ 施策の概要

(1) 救急救命士の養成

新規救急救命士及び*認定救命士の養成を継続するとともに、高規格救急車に救急救命士を常時2名以上乗車させる体制を維持し、より効果的かつ迅速に高度な救命処置が実施できる体制を構築します。

(2) 救急救命士有資格者の効率的運用

さまざまな災害現場での迅速な救命処置と、円滑な現場活動を構築するため救急救命士有資格者を救急隊以外にも配置することで効率的運用を図ります。

(3) 現場活動の標準化

救急救命士の再教育における各種研修等を充実させることで、救急活動に関わる知識・技術をブラッシュアップしながら、救急現場活動の標準化を図ります。

(4) 救急資器材等の計画的な更新、整備

市民に質の高い救急サービスを提供するため、計画的に最新の救急資器材や訓練資器材の更新、整備を図ります。

(5) メディカルコントロール体制の充実

医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保証することを目的としたメディカルコントロール体制の充実を図ることで、救急業務の質の向上、高度化を推進します。

(6) ドクターヘリ・ドクターカーとの連携強化

当管内には*三次医療機関がないことから、緊急性が高い重篤な傷病者を搬送する場合に*ドクターヘリや*ドクターカーとの連携が必要不可欠です。ドクターカー・ドクターヘリは、医療の早期介入や救急搬送時間の短縮を可能とし、救命率の向上や後遺症の軽減につながります。今後も事後検証等を通して、ドクターヘリ・ドクターカーとの連携強化を図ります。

(7) 指導救命士の養成と指導救命士による救急隊の技術・知識の向上

指導的立場にあたる指導救命士を養成し、指導救命士が中心となって救急隊員等の教育指導にあたることで、救急隊の技術・知識の向上を目指します。



指導救命士による救急救命士、救急隊員の教育訓練

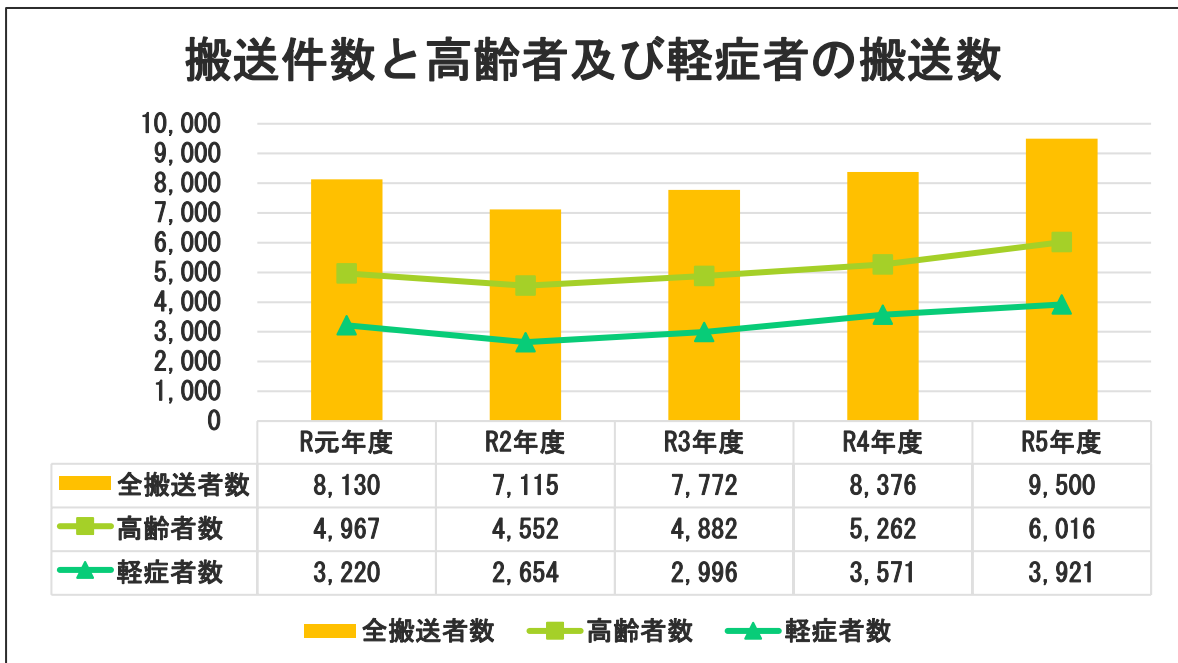
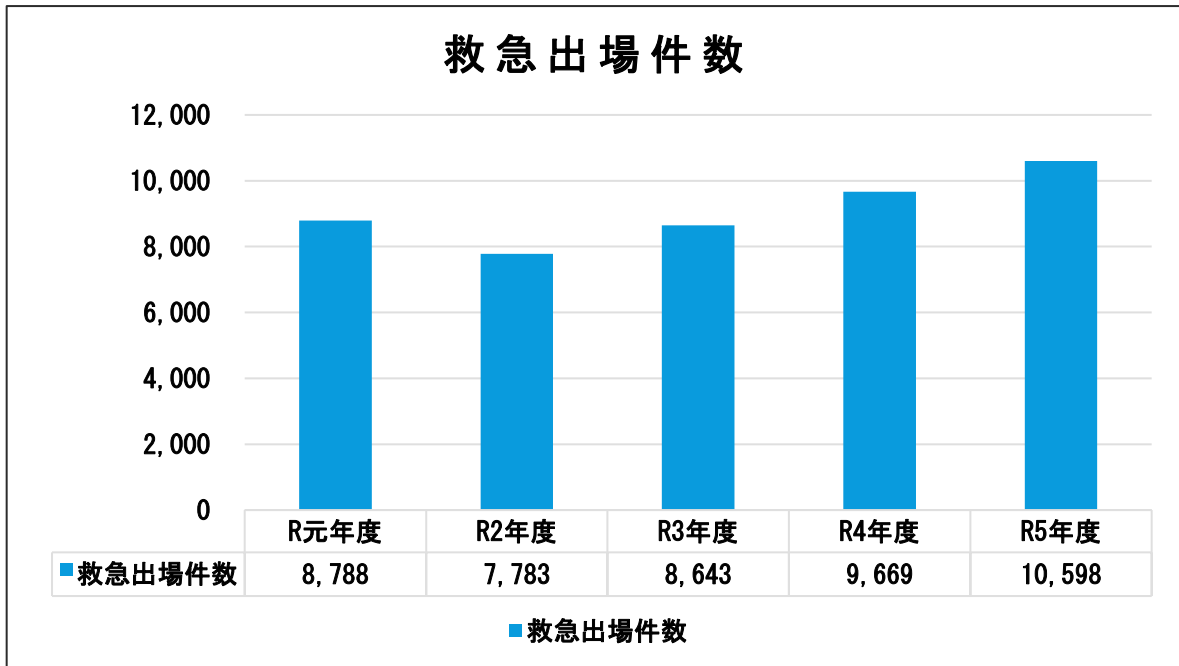
2 増加する救急業務への対応

■ 現状と課題

令和5年度の救急出場件数は10,598件で、5年間で約1,800件増加しております。人口が減少する一方で、救急搬送の約60%を占める高齢者の増加が一因となり今後も救急出動は増加することが見込まれます。

増加する救急出動に対応するため、救急車の適正利用について、応急手当普及講習会やホームページ等による積極的な広報活動を進めていく必要があります。

また、救急活動時間が延伸していることから、医療機関等との更なる連携を強化して救急活動の迅速化・円滑化を図ることが求められています。



■ 整備の方針

搬送先医療機関選定時や医療機関で行う傷病者の引継ぎ等の円滑化により、救急活動時間の短縮を図るとともに、救急車の適正利用について積極的に広報を行います。

■ 施策の概要

(1) 適正な救急搬送体制の構築

傷病者から得られた情報により、適切な搬送先医療機関を選定することで、治療開始までの時間の短縮を図ります。また、救急活動の延伸や救急隊の労務管理等、救急搬送体制の諸問題を解決するために、事後検証や関係機関と意見交換をすることで、適正な救急搬送体制を構築します。

(2) 救急車の適正利用の推進

救急出動の約40%を占める軽症者の救急出動を減少させることを主眼とし、救急活動の現状を踏まえながら広く市民に理解を求めることで、救急車の適正利用の推進を図ります。

(3) 患者等搬送事業の推進

増加する救急出動に対応するために、緊急性の低い患者等に対しての民間による搬送事業について、理解と協力を得るよう、*患者等搬送事業の推進を図ります。

(4) 地域包括ケアシステムの整備推進

管轄人口における高齢化率は30%を超えており、救急搬送件数に対する高齢者の割合は60%を超えます。このことから、地域で支える*地域包括ケアシステムの整備について関係機関との連携を強化し、高齢者の救急事案に地域で対応していく体制を構築します。

(5) 日勤救急隊の配置

増加する救急件数に対応するため、救急要請が集中する平日日中の時間帯に日勤救急隊を配置し、救急隊の効率的運用を図ります。

3 市民と共に目指す救命率の向上

■ 現状と課題

119番通報から救急車が到着するまでの所要時間は、救急需要の増加に伴い年々延伸傾向にあります。救命率向上を目指すには、救急車が現場に到着するまでの*バイスタンダーによる適切な応急手当が必要不可欠になります。市民による応急手当普及啓発の更なる推進を図り、救命率の向上に努める必要があります。

■ 整備の方針

より多くの市民が応急手当のスキルの取得と理解を深めるため、関係機関との連携を強化し、各種事業所や教育機関等で*応急手当普及講習の開催を積極的に推進します。

■ 施策の概要

(1) 応急手当指導員・普及員の養成

*応急手当指導員・普及員の新規養成と応急手当講習の質の向上を図りながら、より多くの市民が適切な応急手当ができるよう普及啓発体制を構築します。

(2) 応急手当に関わる各種講習会の充実

応急手当に関わる各種講習会の過去の実績は、コロナ禍における休止期間を除くと、年平均150件開催されている状況です。今後も応急手当普及啓発の更なる推進と救命率の向上のため、講習内容を充実させるとともに、上級救命講習等、多くの種類のコース開催ができる体制を構築します。



救急講習会

第4節 救助体制の充実強化

構成3市の特性を活かした救助体制の確立

■ 現状と課題

救助活動は、火災、交通、水難、機械等の事故をはじめ、自然災害や特殊災害等多岐にわたる災害現場において、市民が自ら避難や危険を排除できない場合に安全な場所に救出または危険を排除する重要な活動であり、安全・確実かつ迅速な対応が要求されます。

これまでに、構成3市の全消防署に救助隊を配備し、更に平成28年には筑西消防署に*高度救助隊を発足することにより、救助体制の充実強化及び救助技術の向上に取り組んでまいりましたが、東日本大震災をはじめとする大規模地震やゲリラ豪雨による土石流災害等、複雑・多様化する各種災害には、従来の救助基本操法の基準では対応困難な救助事案も発生しています。

■ 整備の方針

筑西広域管内の特性として、1級河川鬼怒川をはじめ、多くの河川や沼等が存在し、また筑波山や加波山等の山岳を管轄しております。交通は筑西市を南北に通る国道294号線や広域を東西に横断する国道50号線があり、桜川市には北関東自動車道桜川筑西インターチェンジを有しています。鉄道は、JR水戸線、真岡線、常総線があり、市民の生活の一部として利用されています。

このような構成3市の地域特性を考慮し、予測される災害リスクに応じて、各消防署に配置された救助隊に、より専門性に特化した救助資機材等の整備を図るとともに、新たな救助需要に柔軟に対応するため、「今求められていることは何か」を常に意識し、「自ら考え動く救助隊員」を育成し、一人でも多くの人命を救助できる体制を確立します。

■ 施策の概要

(1) 高度救助隊の機能強化

筑西消防署に配置されている高度救助隊救助技術の最高水準を維持し、管内で発生する救助事案に対して、より迅速・確実な救助活動を展開するとともに、常日頃から近隣消防本部との連携を図り、緊急消防援助隊等の広域応援に対する救助部隊に位置付け、局所的救助現場における部隊運用の機能強化を図ります。

(2) 水難救助体制の確立

結城消防署特別救助隊は、主に1級河川鬼怒川を管轄しており、水難救助資機材の整備と併せ、県境の消防本部との水難事故対応合同訓練や市内のプールを利用した潜水訓練を定期的実施し隊員の育成を図り、水難救助体制を確立します。



水難救助訓練

(3) 山岳救助体制の確立

桜川消防署特別救助隊は、広範囲な林野・山岳地域を管轄しており、重点的に山岳救助資機材等の整備を推進し、隣接消防本部との連携や各種訓練を実施し、山岳救助体制を確立します。



山岳救助訓練

第5節 ICTを活用した消防業務の推進

消防情報共有環境の構築

■ 現状と課題

高い堅牢性を持って情報セキュリティインシデント数の大幅減少を実現するため、総務省より情報システム強靱化向上モデルが示されました。さらに、令和2年には、自治体*デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画が策定され情報システムの標準化・共通化等の重点取組事項の整備推進が求められています。しかし、パソコン端末がそれぞれインターネットに接続されており、外部からの接続を遮断する環境が構築されておらず、サイバー攻撃等による不正アクセスや情報流出事故の発生が懸念されています。

■ 整備の方針

総務省より示されたガイドラインや推進計画に基づき、分離化と閉域ネットワークの構築、情報セキュリティに対するルール化と運用手順を策定し、地方公共団体として求められる情報セキュリティ環境の確保及び情報管理体制を強化します。更に、*いばらきブロードバンドネットワーク（IBBN）や*総合行政ネットワーク（LGWAN）へ接続し、アプリケーションや業務システムを活用した行政事務の効率化や住民サービスの向上を図ります。

■ 施策の概要

（1）情報通信ネットワークの強靱化

①セキュリティ対策が強固な通信ネットワーク網の構築

情報管理の基本方針を策定し、外部からの遮断とセキュリティ対策が強固な通信ネットワーク網の構築により、情報の流出防止、ウイルス対策及びサイバー攻撃被害を防止します。

②事務処理効率の向上

情報を一元管理し情報共有体制を確立することによる報告業務の簡略化、電子決裁によるペーパーレス化を図ります。また、電子申請や収納業務、消防OAをはじめとした各種業務システムを導入し、住民サービスの向上と関連する情報を活用した統計業務の円滑化、*RPAによるシステムを横断した業務の自動化による事務処理効率の向上を図ります。

（2）高度通信環境における情報共有の強化

現場活動隊やドローンから伝送されるリアルタイムの映像を、消防本部及び各署所並びに構成市等の関係機関で共有し、より効果的な消防・救急活動を展

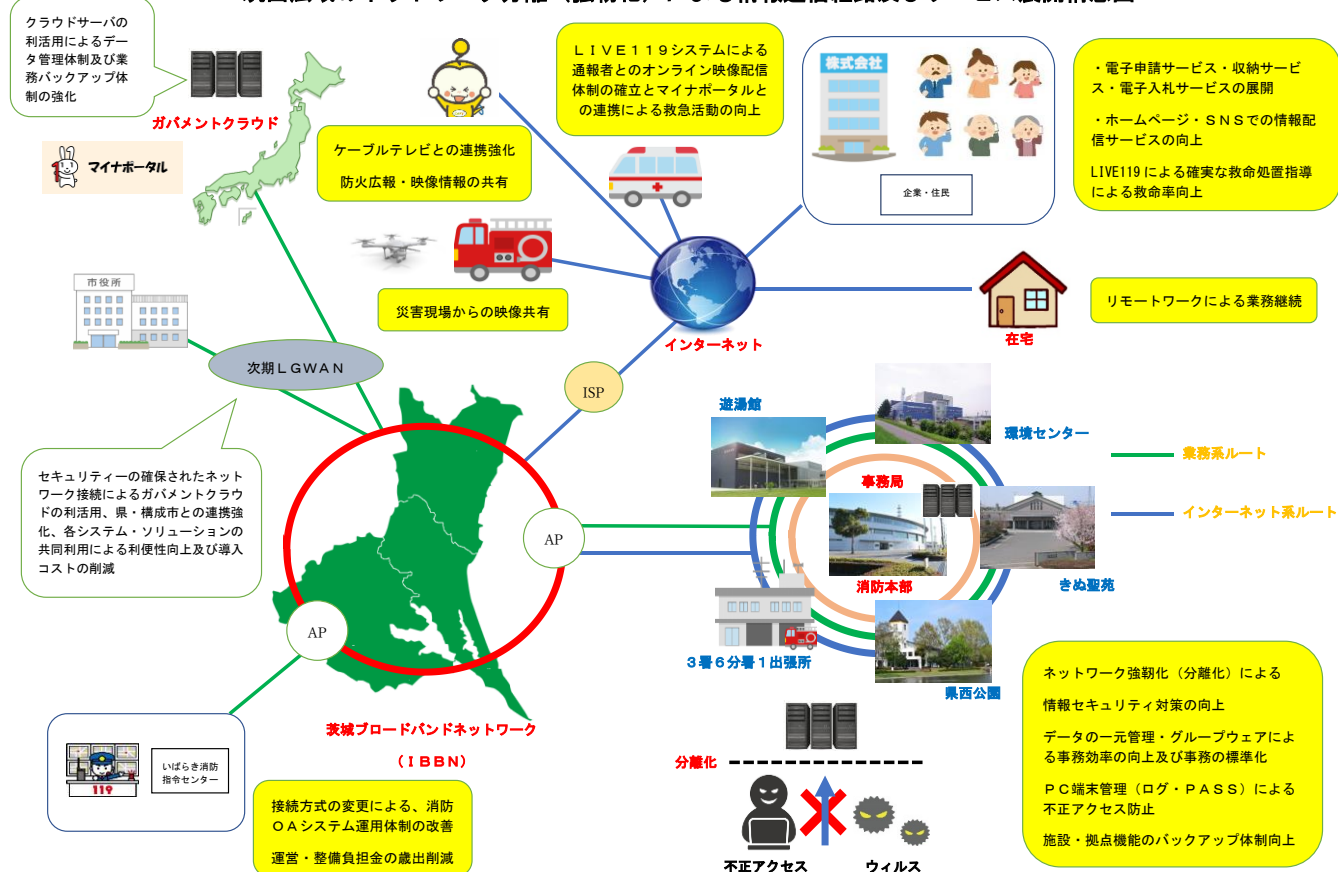
開するため、高度な映像伝送システムを構築する等、最新の通信環境を導入し情報共有体制を強化します。

また、各署所間での通信環境を活用したオンライン会議や情報伝達、職員教養等による教育支援を積極的に展開します。

(3) 防犯セキュリティ対策の強化

各署所にネットワーク対応型の監視カメラを設置し、庁舎を横断した遠隔録画や監視体制を強化し防犯対策の向上を図るとともに、全庁舎内線接続網の構築と録音機能や嫌がらせ電話防止等の機能拡張を図り、通信事業者と連携したセキュリティ対策を講じます。

筑西広域のネットワーク分離（強硬化）による情報通信経路及びサービス展開構想図



第2章 大規模災害対応能力の強化

第1節 関係機関相互の連携強化

■ 現状と課題

大規模災害から生命や財産を守るためには、消防機関等による「公助」はもとより、自宅の補強や家具類の転倒防止、非常食の備蓄等の個人の自覚に根ざした「自助」、そして、何よりも大きな“力”を発揮することが期待できる身近な地域コミュニティ等による「共助」が必要であります。この「共助」が機能するためには、コミュニティ活動の活性化により地域社会の再生を図ることが前提となり、「自助」「共助」「公助」が連携しなければ、災害による被害を最小限に食い止め、早期の復興復旧に繋がりません。このため、住民相互間の協力及び信頼関係の醸成が必要不可欠です。

■ 整備の方針

構成市と協力し、市民とのパートナーシップをより強固にするとともに、地域住民に対しての訓練指導を推進し、地域における危険箇所や避難経路の把握や、減災に関する情報を提供する等、住民相互間の協力及び信頼関係の醸成に向けて消防団をはじめ優れた知識、技能等を持つ組織との一層の連携強化を図ります。

■ 施策の概要

(1) 消防団との連携強化

これまでも地域住民が消防職団員の指導のもと消火訓練・応急手当訓練等を実施して実災害に活かされておりますが、平常時から、大規模な災害を想定した訓練を積み重ねることが大切であり、消防団との更なる連携を図り、大規模災害時における情報収集・伝達・警戒・避難体制を強化します。

(2) 民間機関との連携強化

構成3市地域防災計画に基づき応援協定を締結している民間企業及び団体と情報共有を図るとともに、災害現場における協力活動について共通認識を図ります。

第2節 広域応援・受援体制の充実強化

■ 現状と課題

平常時においては、それぞれの地域における消防責任の遂行に全力を挙げる一方近隣市町村をはじめ県内外において消防本部単独での消防力では対応できない大規模な災害が発生した場合、市町村の区域を超えて行われる広域消防応援により、当該災害に対応するための消防部隊が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施しています。

近年、日本各地で毎年のように大規模な自然災害が発生し、更に大規模工場火災や木造密集地域での大規模火災等、広域応援の需要は増加しています。

■ 整備の方針

昨今の災害の教訓を踏まえ、迅速かつ的確な消防活動を展開するため、県内の消防相互応援要請等を迅速に行い、更に緊急消防援助隊が出動した際には、これらの消防応援部隊及び自衛隊等の複数の機関と効果的に連携した活動を展開し、大規模災害対応能力の強化に努めます。

■ 施策の概要

(1) 応援・受援体制の強化

災害発生時において、緊急消防援助隊等実働関係機関の広域的な応援部隊を円滑に受け入れ、関係機関と連携し、応援要請又は出動時の混乱を防ぎ、かつ効果的な活動ができるよう、定期的に図上及び実動訓練を実施するとともに、受援計画等の随時見直しを図り、応援・受援体制を強化します。



緊急消防援助隊茨城県大隊集結訓練

(2) 後方支援体制の充実強化

被災地における緊急消防援助隊等の活動を効果的かつ継続的に実施するため、各消防本部と相互に連携・協力し、茨城県大隊としての一体的な後方支援体制を強化します。

また、短期派遣から、東日本大震災のような長期派遣にも円滑かつ安全に活動できるよう、パワーゲートを装備した資機材搬送車や各種後方支援資機材の充実を図ります。

(3) 各種合同訓練への積極的参加

緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練をはじめ、各種防災訓練等に積極的に参加し、知識・技術の向上と関係機関との連携強化に努めます。

(4) 緊急消防援助隊登録部隊の充実強化

今後、発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等「*国家的な非常災害」で効果的・効率的に活動できる緊急消防援助隊の編成を目指し、現在の登録部隊数を維持しつつ必要に応じて高次車両への更新登録を行います。

(5) 隣接消防本部との連携・協力体制の強化

これまでに隣接消防本部と締結している消防相互応援協定について、現況に必要な見直し及び検討を加えながら再締結し、隣接消防本部との更なる連携・強力体制の強化を図ります。



熱海市土石流災害

第3章 火災予防体制の充実と地域防災力の強化

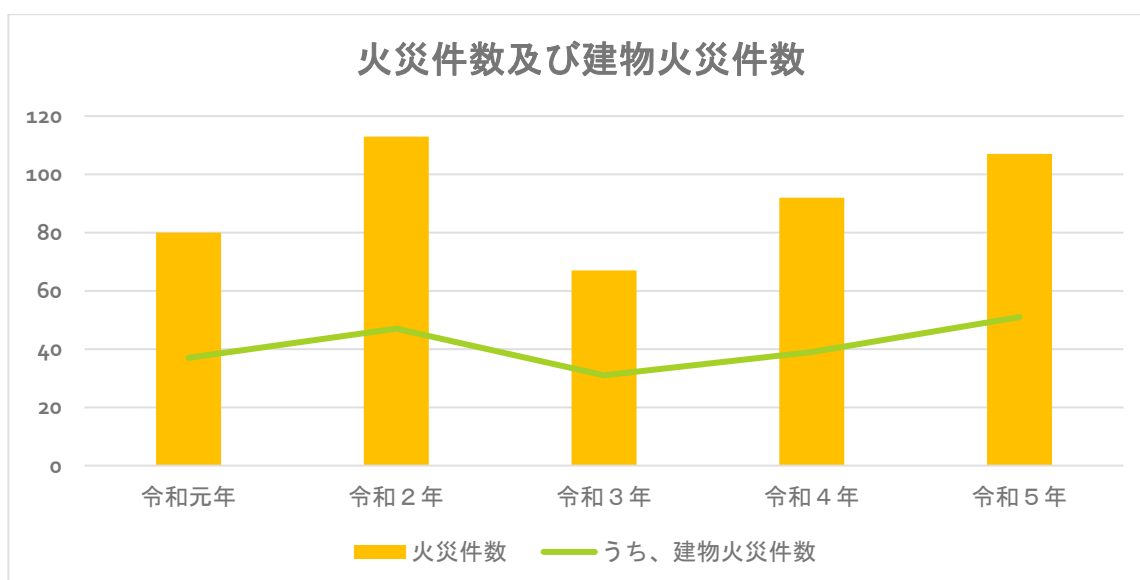
第1節 火災予防対策の充実強化

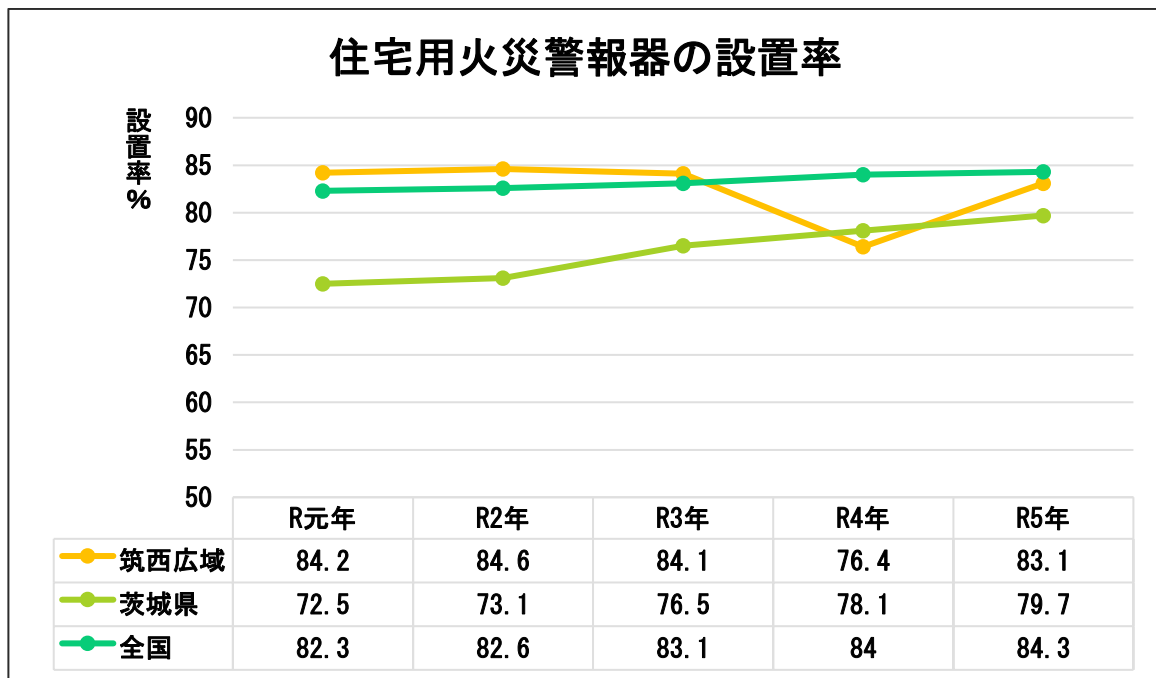
■ 現状と課題

管内の火災件数は、年間100件前後で推移しており、近年増加傾向にあります。そのうち建物火災は全体の約50%を占めている状況です。また、超高齢社会の進展に伴い、住宅火災による逃げ遅れ等が原因で高齢者の被害が増加しています。

平成23年からすべての住宅で*住宅用火災警報器の設置が義務になっておりますが、管内の設置率は83.1%で、全国平均の84.3%を僅かに下回っております。火災による死者の7割以上が住宅火災によることから、住宅用火災警報器の設置率を高めることが課題になっています。更に、設置から10年を超えた住宅用火災警報器の機能劣化が懸念されることから、老朽化した住宅用火災警報器の取替え等適切な維持管理を推進することが重要です。

また、当管内の火災出火率（人口1万人当たりの出火件数）は、全国平均出火率2.9件/万人に対し、5.7件/万人と非常に高くなっています。火災の発生原因を見ると、「火入れ」や「たき火」が原因となっている件数が、他の地域と比較しても多く見受けられます。これらは、強風時の野焼きや、たき火の放置が原因となっています。平成13年から原則、*野外焼却（野焼き）は禁止されていること、認められている例外の野外焼却（野焼き）であっても、消防署に届出が必要であることを各市と連携を図り積極的にPRしていく必要があります。





■ 整備の方針

防火意識の更なる普及啓発を行うため、関係機関と連携し、各種イベント・防災教室等を開催するとともに、消防本部ホームページ、広報誌、地域放送等のマスメディアを活用した火災予防広報の充実を図ります。

■ 施策の概要

(1) 火災予防広報の充実強化

- ①住宅火災による死者を減少させるため、ホームページや広報誌等により火災予防に関する情報を発信します。また、防火、防災訓練など多くの住民が参加する各種イベントを活用して、住宅防火対策を推進していきます。
- ②全国的に住宅火災での死者が高齢者に多いことから、関係機関と連携し、住宅防火訪問等を通して住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理を推進するとともに防災品の普及啓発を行い、高齢者世帯の安全確保に努めます。
- ③将来の地域防火防災の担い手となる子供たちに対し、継続的かつ効果的に防火・防災教育の更なる充実を図るため、筑西広域防火管理協議会、筑西広域幼年女性防火委員会と共同で開催されている防災教室の内容を更に充実させ、参加人数の増加を目指します。
- ④消防本部ホームページ、広報誌、地域放送・防災無線等を活用した野外焼却（野焼き）の禁止や危険性についての広報を積極的に行います。

(2) 住宅用火災警報器の設置対策事業及び取替推進

住宅用火災警報器の設置対策を図りつつ、設置から10年を迎えた機器の取替えを推進するとともに、各市と連携し積極的なPRを行います。

(3) 火災原因調査体制の充実強化

各署に火災原因調査の専門的知識を有した職員を配置し、調査業務の専門性を高め、職員の調査技術の向上を図るとともに、高度な知識・技術を有する火災調査を専門とする職員を育成します。

また、調査で知りえた火災の原因・損害調査等のデータに基づいた類似火災の防止を図るとともに火災件数の減少を目指します。



防災教室

第2節 防火対象物の火災予防対策

■ 現状と課題

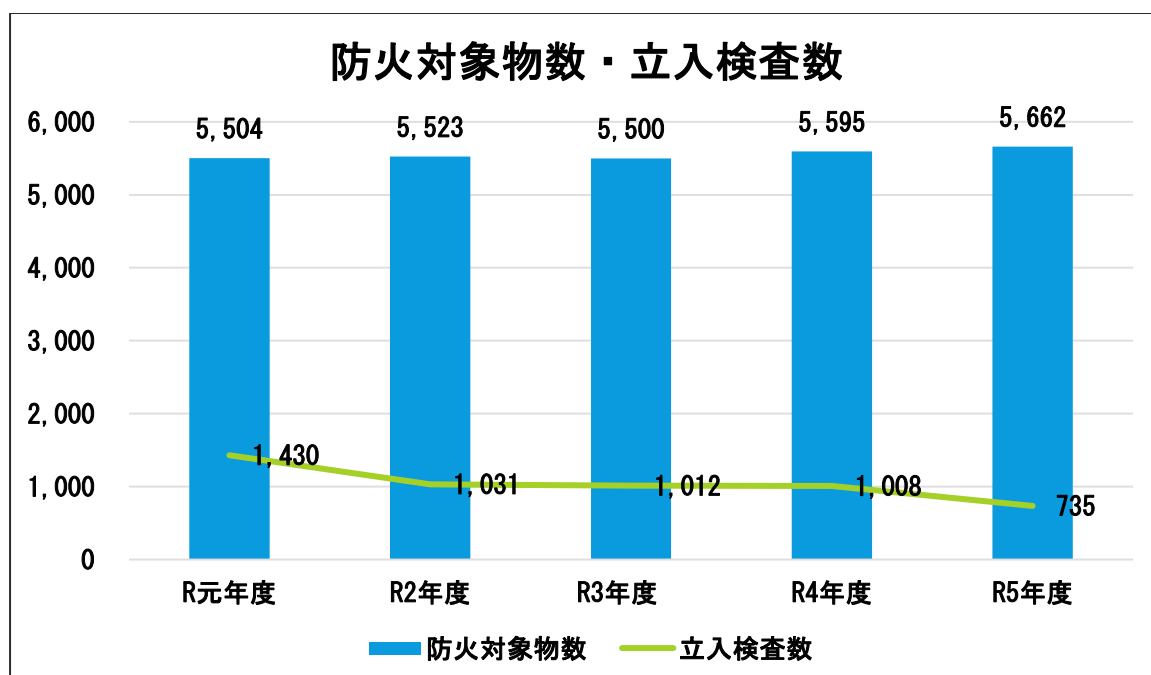
平成13年発生した東京都新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災を受けて、翌平成14年に消防法令の違反是正を徹底するために大規模な消防法令の改正が行われました。しかしながら、法令改正による規制強化がされたにもかかわらず、平成25年広島県福山市におけるホテル火災等、消防法令違反がある*防火対象物において、多くの犠牲者を出す火災が一定数発生しています。

このような大惨事を繰り返さないためには、より一層の違反是正の徹底を図るため、行政指導により違反が是正されない防火対象物に対しては、*違反処理規程に基づき適切な履行期限を設定した措置命令を速やかに発動し、徹底的に火災危険を排除していかなければなりません。

しかし、正しい知識をもって違反是正に臨まなければ、防火対象物の関係者に対して過剰な負担をかけてしまい、命令取り消し訴訟、損害賠償請求など消防側の違法性が問われる可能性があります。

違反是正の第一歩となるのが消防法に基づく立入検査ですが、その対象の防火対象物数は増加傾向にあるにもかかわらず、災害出動件数や業務負担の増加などから立入検査実施数は減少傾向にあります。限られた人員で立入検査実施率を確保することが非常に難しいことから、より効率的な立入検査実施体制を確立する必要があります。

さらに、近年は法令改正による規制強化や規制緩和が頻繁に行われるようになりました。これらに対応するため、予防要員の育成と更なるレベルアップが急務となっています。



■ 整備の方針

予防査察業務及び違反処理体制の充実強化を図り、火災危険や違反状況等の優先順位を考慮した効率的な立入検査実施計画を策定し、長期に違反が是正されない防火対象物や危険性が高い防火対象物に対しては、厳正な違反処理を実施し、防火対象物の安全性の向上を確保します。

また、予防業務執行上必要な専門的知識・技能を持った職員が養成できる体制を構築し、火災予防に関する高度な知識及び技術を有する*予防技術資格者を各署に適正に配置し、予防業務を迅速かつ的確に処理できる体制の充実強化を図ります。

■ 施策の概要

(1) 査察実施体制の充実

現状の査察実施体制が十分機能しているのかを検証し、必要に応じて組織や規程の見直しを図り、予防業務の高度化・専門化へ対応できる体制を整備する等、査察実施体制の充実強化を図ります。



査察実施状況

(2) 予防要員育成強化

消防大学校（予防科、危険物科、火災調査科）、県消防学校（予防査察科、危険物科、火災調査科）の各種教育課程に職員を計画的に入校させるとともに違反処理や危険物規制事務、火災調査の経験豊富な他の消防本部に職員を計画

的に派遣し、それらの高度な教育を受けた職員を、各署の予防業務担当部署に適切に配置し、予防要員の育成強化を図ります。

第3節 危険物施設の安全対策

■ 現状と課題

危険物施設における火災及び流出事故の発生件数は、平成6年頃を境に増加傾向に転じ、依然として高い水準で推移しています。

危険物施設における事故を防止するためには、事業所の実態に応じた安全対策や危険物施設の経年劣化をはじめとする事故要因への対策を適切に講じる必要があります。

このような状況を踏まえ、関係業界や消防機関等により構成される「危険物等事故防止対策情報連絡会」において、平成28年3月、事故防止対策をより効果的なものとするため、「危険物等に係る重大事故の発生を防止すること」が目標と定められ、この目標に向けた関係業界や消防機関等の取り組みをとりまとめた「危険物等事故防止対策実施要領」が毎年策定されています。

■ 整備の方針

管内の危険物施設に対して、「危険物等事故防止対策実施要領」に基づいた事故防止対策を推進し、計画的に立入検査を実施します。また、管内の各事業所と連携を図りながら危険物施設における火災、流出事故の防止に取り組みます。

■ 施策の概要

(1) 危険物施設の安全対策

危険物施設への立入検査による適切な貯蔵、取扱い及び維持管理に係る指導の徹底、並びに事故事例を含めた危険物に関する様々な情報の発信による注意喚起を実施するとともに、事業所における各施設の火災及び流出事故の危険性に則した安全対策を強化し、*危険物等に係る重大事故の発生を防止します。

第 3 部 用語集

用語	説明
あ行	
RPA	「ロボティックプロセスオートメーション (Robotic Process Automation)」の略称で、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの
一般財団法人消防防災科学センター	消防防災に関する調査及び研究開発、教育及び研修並びに情報の収集分析及び提供等を行い、もって地域社会の安心安全に寄与することを目的とする法人。
いばらきブロードバンドネットワーク	茨城県と県内市町村が共同で整備した超高速・大容量の情報通信ネットワーク。
違反処理規程	平成8年4月1日に制定された、筑西広域市町村圏事務組合消防本部違反処理規程で、消防法及び筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例に定める火災の予防及び公共の安全維持に関する違反の処理について必要な事項を定めたもの。
OJT	「On-The-Job Training」の略称。実際の職務現場において、業務を通して行う教育訓練のこと。部下が職務を遂行していく上で必要な知識やスキルを、上司や先輩社員などの指導担当者が随時与えることで、教育育成する方法。
応急手当指導員	消防本部の行う応急手当普及講習の指導全般を行う者。
応急手当普及員	事業所又は防災組織等において当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に従事する者。
応急手当普及講習	応急手当の必要性の他、心肺蘇生法及び大出血時の止血法を中心に行う講習。講習の種別は、上級救命講習は8時間の講習、普通救命講習は3時間又は4時間の講習、救急入門コースは45分又は90分の講習、その他時間指定がない一般救急講習がある。
か行	
患者等搬送事業	医療機関への入退院、通院及び転院並びに社会福祉施設への送迎に際し、ベッド等を備えた専用車を用いて搬送を実施する事業
危険物等に係る重大事故	危険物施設における火災・流出事故に係る深刻度が最も高いレベルとなる事故。
救急救命士	医師の指示の下に、救急救命処置を行う事を業とする者。
キャリアパス	目指す職位・職責、職務等に到達するための経験の積み重ね方や、能力を高めていく順序を段階的に設定すること。

用語	説明
か行	
緊急消防援助隊	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、迅速で効果的な消防の広域応援のため創設された部隊で、消防庁長官の要請により出動し、都道府県単位の部隊編成がなされ、災害活動を行う。
高規格救急車	救急救命士が応急処置を行うために必要な構造及び設備を有する救急自動車。
公共施設総合管理計画	自治体が公共施設やインフラの老朽化対策や防災対策などを行うため、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画。
高度救助隊	救助隊員の中から、専門かつ高度な教育を受けた隊員で編成され、高度な救助資機材を積載した救助工作車にて各種災害に対応する部隊。
国家的な非常災害	災害対策基本法第105条第1項に基づき内閣総理大臣が「災害緊急事態」の布告を発する極めて甚大な被害を伴う災害であり、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官が緊急消防援助隊の出動のために必要な措置を取るよう指示することとなる災害。
さ行	
災害時要援護者	高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人等、災害時に自力で避難することが困難な人のこと。
災害対応型給油所	災害対応型給油所：発電設備や給水設備を備え、万一、大規模地震発生時等にライフラインがストップした場合でも給油や水の供給が可能な災害に強い給油所（ガソリンスタンド）。
三次医療機関	複数の診療科領域にわたる重篤救急患者を24時間体制で受け入れ可能な医療機関。
指導救命士	メディカルコントロールを担う医師や医療機関と連携を図り、救急救命士を含む救急隊員を指導する救急救命士。
住宅用火災警報器	家庭内で火災が起こった際に発生する煙や熱を感知し、音声や光により警報を発して火災の発生を知らせる機器。
重大違反防火対象物	消防法令で義務付けられている、「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」及び「自動火災報知設備」が設置されていない重大な消防法令違反をしている百貨店、ホテル、飲食店、物品販売店、病院及び社会福祉施設等の不特定多数の方が出入りする建物。

用語	説明
さ行	
総合行政ネットワーク (LGWAN)	地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク。
た行	
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスを提供する体制。
デジタル・トランスフォーメーション (DX)	ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
ドクターカー	診療を行う医師を派遣するための緊急走行が可能な車両。
ドクターヘリ	救急医療に必要な機器及び医薬品を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救急医療を行うことのできる救急医療専用のヘリコプター。
な行	
認定救命士	心肺機能停止状態の傷病者に対し、厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた輸液、器具による気道確保及び薬剤の投与また心肺機能停止状態でない傷病者に対する薬剤を用いた輸液や薬剤の投与が行える救急救命士。
は行	
バイスタンダー	救急現場に居合わせた人。発見者や同伴者など。
PDCAサイクル	計画 (Plan) 実行 (Do) 評価 (Check) 改善 (Action) のサイクルを繰り返しながら事務事業の継続的な改善を行うこと。
防火対象物	建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等の設置、防災物品の使用などを義務付け。
ま行	
メディカルコントロール	救急活動における救命効果等の向上を目指して、救急救命士等の行う応急処置等の質を医学的観点から保証し、同時に傷病者の安全性を確保する仕組み。

用語	説明
や行	
野外焼却（野焼き）は禁止	平成13年4月1日より「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、野外焼却（野焼き）は一部例外を除き、禁止される。
予防技術資格者	建築物の大規模化・複雑化等に伴い高度化・専門化する予防業務を的確に行うために、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有する者。
わ行	
ワークライフバランス	仕事と生活のバランスを取り、両方を充実させる働き方や生き方。

【 編 集 】

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

第2次総合整備10カ年計画ローリング実行委員会